

# 小豆島町森林整備計画書（変更）

計画期間 自 令和 3年4月 1日  
至 令和13年3月31日  
(令和6年3月29日変更)

香川県 小豆島町

# 目 次

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

### 第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
- 5 その他必要な事項

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- 2 保育の種類別の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 3 その他必要な事項

### 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
- 5 その他必要な事項

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施設を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

## 第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

## III 森林の保護に関する事項

### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

### 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

## V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

# I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

## 1 森林整備の現状と課題

本町は、瀬戸内海に浮かぶ小豆島の南東部に位置する町であり、気候は、瀬戸内型気候区に属し温暖で雨が少ない。年平均気温は約16℃であり、また、年平均降水量は1,100mm程度である。

町の北部は、寒霞渓など高い山々が連なり、吉田ダム、粟地ダム、内海ダム、殿川ダムなど小豆島の重要な水源地となっている。

本町の総面積は9,559ha、うち森林総面積は6,928haであり、国有林58haと民有林6,870haである。

そのうち計画の対象となる民有森林面積は6,864haで、町の総面積の72%と多くをしめているが、その大部分が痩せ地で経済林としての価値は低い。また、山林の所有形態は面積が零細で、広葉樹を主とした雑木林が多く、蓄積量も少ない。

本町の林業については、近年、外国材の輸入等により、国内産木材価格の低迷をはじめ森林所有者の高齢化や後継者不足等により、経営意欲が停滞している。

しかしながら、森林に対する期待は多様化しており、森林の有する公益的機能の期待が高まっているなか、これらの機能が将来にわたって持続的に発揮されるよう、また、林業経営についても安定が図られるよう、適切な森林整備を行う必要がある。

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林は、森林の有する多面的機能の発揮を通じて、町民生活の維持・向上に寄与しており、各々の森林について、期待される機能が十分に発揮されるよう、整備及び保全を進める必要がある。

森林の有する主な機能と各機能に応じた森林の望ましい姿については、次のとおりである。

森林の有する主な機能	望ましい森林の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

## (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

### 1) 森林の整備の基本的な考え方

(1) で掲げた森林の有する機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくための森林整備の基本的な考え方については、次のとおりとする。

#### ①水源涵養機能

洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。

#### ②山地災害防止機能/土壌保全機能

災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

#### ③快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

#### ④保健・レクリエーション機能

町民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や町民のニーズ等に応じ広葉

樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

⑤文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

⑥生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

⑦木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進し、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

2) 造林から伐採に至る森林施業の推進方策

立木の伐採については、森林の多面的機能の持続的な発展のため、森林の土地の保全、水源涵養、自然環境の保全等に配慮することを前提とし、森林資源の構成状況、将来の年齢級、林道の整備状況、既往の伐採実績等を考慮して計画する。

また、造林については、森林の多面的機能の持続的な発揮を前提として、伐採跡地等の的確な更新を図り、長伐期施業や育成複層林施業の導入、人為と天然力を組み合わせた多様な森林づくりを推進する。

3) その他

特になし。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

林業を専業としない森林所有者及び不在村森林所有者が多いことから、森林組合等による施業の受委託を促進するものとする。そのため関係機関と連携し、当該森林所有者に対する普及・啓発活動を強化し、適正な森林施業の確保に努める。

このため、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、不在村森林所有者を含め森林所有者等への働きかけ、森林の経営の受託等を担う森林組合等の育成、施業集約化に向けた森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動を進めるものとする。

また、意欲ある森林所有者・森林組合等へ森林情報の提供及び助言を行うこと等により、森林経営の委託への転換を目指すものとする。その際、森林経営の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

さらに、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するとともに、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化に努めるものとする。

## II 森林整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の標準伐期齢は、平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢等を勘案し次のとおり定める。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではないことに留意すること。

樹種	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ・ナラ	その他広葉樹
林齢	35年	40年	30年	10年	15年

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案し、各機能の発揮に配慮しつつ立木の伐採は次のとおり行うものとする。

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採）とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なく

とも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととする。

### 3 その他必要な事項

特になし。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努める。

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は次のとおりとする。

人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、コナラ、クヌギ等
-----------	--------------------

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は小豆島町の林務担当課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

また、苗木の選定については、成長に優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）等の苗木や花粉の少ない苗木の増加に努めることとする。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽するものとする。

また、複層林化を図る場合の下層木については、標準的な植栽本数に上層木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	植栽本数（1ha 当り）
ヒノキ	疎仕立て	2,000～3,000本
	中仕立て	3,000～3,500本
	密仕立て	3,500～4,000本
スギ	疎仕立て	2,000～3,000本
	中仕立て	3,000～3,500本
	密仕立て	3,500～4,000本
マツ	疎仕立て	2,000～3,000本

	中仕立て	3,000～3,500本
	密仕立て	3,500～4,000本
コナラ	疎仕立て	2,000～3,000本
	中仕立て	3,000～3,500本
	密仕立て	3,500～4,000本
クヌギ	疎仕立て	2,000～3,000本
	中仕立て	3,000～3,500本
	密仕立て	3,500～4,000本

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は小豆島町の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

#### イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地 拵 え の 方 法	全刈法（全面的に雑草木を取り除く方法）。場所によっては、すじ刈法、坪刈法を用いる。
植 付 け の 方 法	長方形植栽又は正方形植栽。地形によっては正三角形植栽。
植 栽 の 時 期	早春成長を始める直前を適期とするが、気候等によっては、秋季成長の終わった頃に行う。

コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

#### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の更新など人工造林によるものは、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新すること。ただし、択伐による伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を越えない期間とする。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとし、「香川県天然更新完了基準」により、森林の確実な更新を図ることとする。

#### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	マツ、クヌギ、コナラ、ウバメガシ
ぼう芽更新可能樹種	クヌギ、コナラ、ウバメガシ

#### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数を、次のとおり定める。

期待成立本数	3,000 本/ha
--------	------------

天然更新を行う際には、樹高が概ね 30cm を超え、密度が 1,000 本/ha 以上の本数を更新すべきものとする。

#### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として必要な事項等は次のとおりとする。なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき及び植込みを行うものとする。

区 分	標 準 的 な 方 法
地 表 処 理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈 出 し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う
植 込 み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する
芽 か き	優勢なものを 1 株に概ね 3～4 本残し、残りをかきとる。

#### ウ その他天然更新の方法

「香川県天然更新完了基準」に基づき、伐採跡地の天然更新の状況を確認するとともに、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図るものとする。

##### 《香川県天然更新完了基準（抜粋）》

県内に自生する高木の稚幼樹（保残木及び萌芽を含む）が、次のいずれかの状態をもって、更新完了とする。

- ①樹高が概ね 30cm を超え、密度が 1,000 本/ha 以上の状態が、伐採跡地全体の 70% 以上あること。
- ②樹冠疎密度が 10 分の 3 を超えていること。

#### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内に更新すること。更新が完了していないと判断されるものについては、更新補助作業又は人工造林等を行い確実な更新を図ること。

### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

#### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹が更新対象地の斜面上方や周囲 100m以内に存在せず、林床にも更新樹木が存在しない森林を基本とする。

#### (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

特になし

### 4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

#### (1) 造林の対象樹種

##### ア 人工造林の場合

1 の (1) による。

##### イ 天然更新の場合

2 の (1) による。

#### (2) 生育し得る最大の立木の本数

2 の (2) のアにおける期待成立本数とする。

### 5 その他必要な事項

特になし。

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢				標準的な方法
		初回	2回	3回	4回	
ヒノキ	植栽本数 2,000～4,000本 柱材・一般建築材	20～40年生 地位等を考慮し必要な回数を行う。				選木の方法：枯損木、病虫害木、被圧木などの順に、幹の形質に重点をおいて行う。  間伐率：間伐本数率は、おおむね、10～30%とする。 ただし、林分密度によって適宜変動する。
	植栽本数 2,000～4,000本 一般建築材・大径材	20～60年生 地位等を考慮し必要な回数を行う。				
スギ	植栽本数 2,000～4,000本 柱材・一般建築材	20～40年生 地位等を考慮し必要な回数を行う。				高年齢級の森林については立木の成長力に留意して定めることとする。  ヒノキ、スギにおける標準伐期齢未満の平均的な間伐間隔：10年  ヒノキ、スギにおける標準伐期齢以上の平均的な間伐間隔：20年 なお、材積率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内で定めることとする。
	植栽本数 2,000～4,000本 一般建築材・大径材	20～60年生 地位等を考慮し必要な回数を行う。				
マツ	植栽本数 2,000～4,000本	間伐時期及び回数は必要に応じて行う。				
クヌギ	植栽本数 2,000～4,000本	間伐時期及び回数は必要に応じて行う。				

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施年齢(齢級)回数								備考
		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
下刈り	ヒノキ スギ	—————								回数：毎年 1～2 回程度 (植栽後の生育状況等を踏まえ、実施回数や実施期間を判断する。)
	マツ クヌギ	—————								
つる切	ヒノキ スギ マツ クヌギ		—————							回数：通常 2 回程度
除伐	ヒノキ スギ		—————							
	マツ クヌギ		—————							
枝打	ヒノキ スギ マツ クヌギ		—————							回数：通常 4～5 回(生産目標によっては、伐採前の数年間行う場合もある。)
肥培	ヒノキ スギ マツ クヌギ	—————								(必要に応じて、せき悪林地に、植栽後 2～3 回施肥を行う。)

## 3 その他必要な事項

特になし。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

#### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を別表1により定める。

##### イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。また、当該森林の伐期齢の下限については、次のとおり定める。

樹種	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ・ナラ	その他広葉樹
林齢	45年	50年	40年	20年	25年

森林の区域については、別表2により定める。

#### (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

##### ア 区域の設定

次の①～③の森林など、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

##### ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能/土壌保全機能の評価区分が高い森林等

具体的には、地形及び傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林等

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林等

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、自然公園、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林等

具体的には、湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

イ 施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

このため、アの①～③の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、「択伐による複層林施業を推進すべき森林」として定め、それ以外の森林については、「複層林施業を推進すべき森林」として定める。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、「長伐期施業を推進すべき森林」として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

樹種	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ・ナラ	その他広葉樹
林齢	70年	80年	60年	20年	30年

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林を「特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林」とし、これを推進する。

それぞれの森林の区域については別表2により定める。

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

### (2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

## 3 その他必要な事項

特になし。

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町は所有規模が小さな森林が多く、人工林も分散していることから、効率的な森林の施業及び経営を行うため、森林の経営の受委託等により、森林の経営規模の拡大を進めるものとする。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林の経営規模の拡大を進めるため、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、不在村森林所有者を含め森林所有者等への働きかけ、森林の経営の受託等を担う森林組合等の育成、施業集約化に向けた森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動を進めるものとする。

また、意欲ある森林所有者・森林組合等へ森林情報の提供及び助言を行うこと等により、森林経営の委託への転換を目指すものとする。その際、森林経営の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受託等、森林の経営の委託を行う場合には、受託者が自ら森林の経営を行うことができるよう、造林、保育及び伐採に必要な育成権限と、施業の実施に伴い伐採する立木についての処分権限が付与されるように委託契約を締結すること。また、森林の保護の実施についても委託するとともに、森林施業の実施等に必要な作業路網の設置及び維持管理に必要な権限についても付与すること。

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

効率的な森林の施業及び経営の円滑化を図り、森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を実施するため、森林経営管理制度の活用を推進するものとする。

森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進するものとする。

また、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、本町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については本町が自ら経営管理を実施するものとする。

なお、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、当該計画が小豆島町森林整備計画に定められた公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における施業の方法と整合を図るものとする。

### 5 その他必要な事項

特になし。

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

町及び森林組合が中心となって施業の共同化を促進する。施業の共同化のためには、森林所有者間の合意形成が重要であるため、集落あるいは施業団地ごとの合意形成に努める。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

町・森林組合による啓発・普及活動を通じて、森林所有者間の施業実施協定の締結を推進する。特に不在森林所有者の森林の整備が十分できていないので、森林組合との施業の受委託の推進を図り、地域一帯となった施業への参画を呼びかけていく。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。
- (2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておく。
- (3) 共同施業実施者の一が（1）又は（2）により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。

### 4 その他必要な事項

特になし。

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するため、林地の傾斜区分や搬出方法に応じて次表の路網密度の水準を目安に林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて開設し、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムを構築するものとする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15° )	車両系 作業システム	30~40	70~210	110 以上
中傾斜地 (15° ~30° )	車両系 作業システム	23~34	52~165	85 以上
	架線系 作業システム	23~34	2~41	25 以上
急傾斜地 (30° ~35° )	車両系 作業システム	16~26	35~124	60 (50) 以上
	架線系 作業システム	16~26	0~24	20 (15) 以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5~15	—	5 以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材をつり上げて集積するシステム。スイングヤード等を活用する。

注2：「車両系作業システム」とは、林内ワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注3：「急傾斜地」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用し、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

### 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

特になし。

### 3 作業路網の整備に関する事項

#### (1) 基幹路網に関する事項

##### ア 基幹路網の作設にかかる留意点

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道については林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）及び香川県林業専用道作設指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

別表3のとおり。

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとする。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から香川県森林作業道作設指針に基づいて開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）及び香川県森林作業道作設指針に基づき、森林作業道が継続的に利用できるように適正に管理する。

4 その他必要な事項

特になし。

## 第8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

#### (1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

本町の森林組合は事業量が少ないこと等から作業班員を雇用しておらず、土庄町と共同で林業の担い手の養成・確保を検討することとなる。

#### (2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

林業への就職希望者に、求人情報の提供や技術研修、各種相談業務を行う「林業労働力確保支援センター」を活用し、新規林業従事者の確保に努めるとともに、若手後継者の活動を育成・支援し、林業後継者を育成するものとする。

#### (3) 林業事業体の体質強化方策

主たる林業事業体である森林組合については、組織・経営基盤の強化等を図るとともに、安定的な事業量の確保、生産性の向上等の事業の合理化を促進すること等により、体質の強化に努めるものとする。

### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

#### (1) 林業機械化の促進方向

生産性の向上及び労働力の軽減を図るため、林業機械の導入を進めるとともに、従来機械システムの利用面での高度化を図るものとし、機械作業の普及宣伝、林業機械オペレーターの養成、機械の共同化等の体制を整備する。

また、機械作業に必要な作業路等の施設の整備を図る。

#### (2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状(参考)	将来
伐倒造材	流域 ( 傾斜)		特になし
造林保育等	地拵、下刈		特になし

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町では、2戸でシイタケの生産をしているが、今後は高齢化等により生産量は減少するものと考えられる。そのため、若手生産者を育成するため、県等関係機関とも連携を図り、研修会等を実施し、生産指導に努める。

施設の種類	現 状（参 考）			計 画			備 考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
特になし							

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域の設定

別表4のとおり。

###### (2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進することとする。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害対策の実施に当たっては小豆島町鳥獣被害防止計画に基づき推進することとする。

###### ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

###### イ 捕獲

わな捕獲（くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、銃器による捕獲の実施

##### 2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するために、現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う森林所有者等からの情報収集等を行うこととする。鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ることとする。また、小豆島町において、野生鳥獣の行動把握、被害状況把握等を実施することとする。

#### 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

##### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

###### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

マツ枯れ、ナラ枯れ等をはじめとする森林病虫害等による被害を未然に防止するため、早期発見、早期駆除等に努める。森林病虫害等の駆除及び予防の方針は次のとおりとする。

- ① 被害木の早期発見と迅速、機動的な駆除の実施とともに、被圧木等の感染源除去及び予防などを地域の実態に応じきめ細かく行っていくこと。

- ② 防除対策の単位となる地域ごとに、総合的、専門的支援の充実とこれを担う体制の整備に努めること。
- ③ 松くい虫被害対策については、現行の対策により激しい被害の抑制が図られていることから、再激化を防ぐことを目的として継続的に防除対策を実施すること。
- ④ ナラ枯れ対策については、まん延を防止し、森林の持つ多面的機能を確保するため、「香川県ナラ枯れ防除対策方針」に基づき、関係機関等と連携し、地域の被害状況等に応じた、効率的、効果的な防除対策を講じる。

## (2) その他

(1)のほか、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、地元行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりに努める。

## 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

対象鳥獣以外の野生鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、被害の情報収集に努め、それを踏まえた被害防止対策を実施することとする。

## 3 林野火災の予防の方法

林野火災対策として、町民に対する各種の普及啓発活動により防火意識の高揚を図るとともに、林野火災を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視等を適時適切に実施するとともに、防火線等の整備を推進することとする。

## 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし。

## 5 その他必要な事項

特になし。

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし。

4 その他必要な事項

該当なし。

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

#### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべきものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努める。

#### (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

特になし。

### 2 生活環境の整備に関する事項

特になし。

### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

特になし。

### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

特になし。

### 5 住民参加による森林の整備に関する事項

町内の小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むため、学校教育、生涯学習等の行事の中に森林・林業体験プログラムを組み込み、森林づくりへの参加を推進する。

### 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

特になし。

### 7 その他必要な事項

盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等

の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用することとする。

【別表 1】

区 分	森 林 の 区 域		面積 (ha)
	林班	準 林 班	
水源の涵養の機能維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林	102	01・04・06	2,985.75
	103	01～08	
	105	01～07	
	106	01・03	
	107	01	
	108	01～03	
	110	01～06	
	111	01～08	
	112	01～04	
	113	06・07	
	114	01・02・04・05	
	124	01～07	
	125	01～04	
	126	01～05・08	
	127	01～05	
	129	02～04	
	130	01・02	
	149	01～05	
	150	01～04・07	
	151	01～06	
	152	01～10	
	153	03・04	
	154	01・02・05・07	
	155	01～06	
	156	01～05	
	157	01・02・06・07	
	158	10	
	159	01・06・08	
	161	03～06	
	162	01・04～10	
163	01～03		
164	01・04～08		
165	05・06		
166	01・02・05		
168	03～09		
169	05～08		
170	04・05・10		
172	04～06・08～11		

173	01~09
174	01~05
175	01~04・06~08
176	03~07
177	09・10
178	05・07・08・10
179	01~06
180	01・02・04~06
181	01~09
183	07
185	11
186	02~08
201	01・13
202	02
203	01~07
204	01
205	05~07
207	01・02・05・07
208	01~07
209	01~04・07・08
210	01~07
211	01~06
212	01~03・05~08
215	02~05
216	01~07
217	01・04~06
218	01~03
219	01~07
220	01~04
221	01~12
222	01~04
223	02~08
224	01~09
225	01~06
226	01・02・06・07
227	01~03・05~09
228	01~07
229	01~03
230	01・04
231	01
232	01・02・05~07
233	01~11
234	07・09



		159	02・05・07・10	
		160	07～09	
		162	02	
		164	03	
		165	01	
		167	01・02	
		168	01・02	
		169	03・04	
		172	01～03	
		176	01・02	
		177	01・05	
		183	01～06	
		184	05・06	
		185	03～10	
		187	02～07	
		188	01	
		201	02～12	
		202	01・03～08・11・12	
		204	02～07	
		205	01～04	
		206	01～03・06	
		207	03・04・06	
		209	05・06・09	
		212	04	
		225	07～10	
		226	03～05	
		227	04	
		229	04～06	
		230	02・05～11	
		231	02～07	
		232	03・04・08	
		234	01～06・08・10	
		235	01～06	
		236	01～07	
		237	03	
		238	01～03・08	
		241	01・03	
		242	03・05・07	
		243	02～07	
		244	01・03～06	
		245	01・02・06・07	

	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	237	02	11.32
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	104	01	1,914.32
		113	01～03・08	
		114	03・06	
		115	01～05	
		116	01～06	
		117	01～06	
		118	01～07	
		119	01～08	
		120	01～05	
		121	01・02	
		122	01～04	
		123	01・02	
		129	08	
		131	01～03・07	
		132	01～05	
		138	02・08	
		139	08	
		141	01～06	
		142	01～07	
		144	01～03	
		145	02	
		153	01・02	
		154	04・06	
		158	01～04・08・09	
		159	03・04	
		160	01～05	
		161	01・02	
		162	03	
		164	02	
		165	03・04・07	
		167	03・04	
		169	01・02	
		170	01～03・12	
		171	01・03～07	
	172	07		
	175	05		
	177	02～04・06～08・11・12		
	178	01・02・06・09		
	182	01～03		



【別表2】

区 分		森 林 の 区 域		面積 (ha)
		林班	準林班	
水源の涵養の 機能維持増進 を図るための 森林施業を推 進すべき森林	伐期の延長を推進 すべき森林	102	<u>01</u> ・04・06(※1)	2,719.02
		103	<u>01</u> ~ <u>08</u> (※1)	
		105	01・ <u>02</u> ~ <u>06</u> (※1)・07	
		106	<u>01</u> ・ <u>03</u> (※1)	
		107	<u>01</u> (※1)	
		108	<u>01</u> ~ <u>03</u> (※1)	
		110	<u>01</u> ~ <u>05</u> (※1)・06	
		111	01~08	
		112	<u>01</u> ~ <u>04</u> (※1)	
		113	<u>06</u> (※1)・07	
		114	01・02・04・05	
		124	01~06・ <u>07</u> (※1)	
		125	01・02・ <u>03</u> (※1)・04	
		126	01・ <u>02</u> ~ <u>05</u> ・ <u>08</u> (※1)	
		127	01・ <u>02</u> ~ <u>05</u> (※1)	
		129	<u>02</u> ~ <u>04</u> (※1)	
		130	<u>01</u> ・ <u>02</u> (※1)	
		149	<u>01</u> ~ <u>05</u> (※1)	
		150	01・ <u>02</u> ~ <u>04</u> ・ <u>07</u> (※1)	
		151	01・ <u>02</u> ~ <u>06</u> (※1)	
		152	01・ <u>02</u> (※1)・03~05・ <u>06</u> ・ <u>07</u> (※1)・08~10	
		153	03・ <u>04</u> (※1)	
		154	01・ <u>02</u> (※1)・05・ <u>07</u> (※1)	
		155	<u>01</u> ~ <u>06</u> (※1)	
		156	<u>01</u> ~ <u>05</u> (※1)	
		157	01・ <u>02</u> ・06・ <u>07</u> (※1)	
		158	10	
		159	<u>01</u> ・06・08(※1)	
		161	<u>03</u> (※1)・04~06	
		162	<u>01</u> (※1)・04~07・ <u>08</u> (※1)・ 09・10	
		163	<u>01</u> (※1)・02・03	
		164	01・ <u>04</u> ・ <u>05</u> (※1)・06~08	
165	<u>05</u> (※1)・06			
166	01・02・ <u>05</u> (※1)			
168	<u>03</u> (※1)・04~08・ <u>09</u> (※1)			
169	<u>05</u> ~ <u>07</u> (※1)・08			
170	04・05・10			
172	<u>04</u> ~ <u>06</u> ・ <u>09</u> ~ <u>11</u> (※1)			

		173	<u>01</u> · <u>03</u> (※1) · 04~06 · <u>07</u> (※1) · 08 · 09	
		174	<u>01</u> ~ <u>03</u> (※1) · 04 · <u>05</u> (※1)	
		175	<u>01</u> · <u>02</u> (※1) · 03 · 04 · 06~08	
		176	<u>03</u> ~ <u>05</u> (※1) · 06 · <u>07</u> (※1)	
		177	<u>09</u> · <u>10</u> (※1)	
		178	05 · 07 · 08 · 10	
		179	01~06	
		180	<u>01</u> (※1) · 02 · 04 · 05 · <u>06</u> (※1)	
		181	01 · 02 · <u>03</u> ~ <u>06</u> (※1) · 07~09	
		183	<u>07</u> (※1)	
		185	<u>11</u> (※1)	
		186	02~05 · <u>06</u> (※1) · 07 · 08	
		201	<u>01</u> · <u>13</u> (※1)	
		202	<u>02</u> (※1)	
		203	01~07	
		204	01	
		205	05~07	
		207	01 · 02 · 05 · 07	
		208	<u>01</u> (※1) · 02 · <u>03</u> ~ <u>05</u> (※1) · 06 · 07	
		209	01 · <u>02</u> (※1) · 03 · 04 · <u>07</u> · <u>08</u> (※1)	
		210	01~03 · <u>04</u> · <u>05</u> (※1) · 06 · 07	
		211	01~04 · <u>05</u> (※1) · 06	
		212	01~03 · <u>05</u> ~ <u>07</u> (※1) · 08	
		215	02~05	
		216	01~03 · <u>04</u> · <u>05</u> (※1) · 06 · 07	
		217	01 · 04~06	
		218	<u>01</u> (※1) · 02 · 03	
		219	<u>01</u> ~ <u>05</u> (※1) · 06 · 07	
		220	01~04	
		221	01 · 02 · <u>03</u> ~ <u>08</u> (※1) · 09~12	
		222	<u>01</u> ~ <u>04</u> (※1)	
		223	02 · 03 · <u>04</u> · <u>05</u> (※1) · 06~08	
		224	01 · 02 · <u>03</u> ~ <u>06</u> (※1) · 07 · <u>08</u> (※1) · 09	
		225	<u>01</u> ~ <u>03</u> (※1) · 04~06	
		226	01 · 02 · 06 · 07	
		227	01 · <u>02</u> (※1) · 03 · 05 · 06 · <u>07</u> ~ <u>09</u> (※1)	
		228	01 · <u>02</u> ~ <u>04</u> (※1) · 05 · <u>06</u> · <u>07</u> (※1)	
		229	01~03	
		230	<u>01</u> · <u>04</u> (※1)	
		231	<u>01</u> (※1)	





土地に関する 災害の防止及 び土壌の保全 の機能、快適 な環境の形成 の機能又は保 健文化機能の 維持増進を図 るための森林 施業を推進す べき森林	長伐期施業を推進 すべき森林	101	01・ <u>02</u> ～04(※1)	2,343.94
		102	<u>02</u> (※1)・03・ <u>05</u> ・ <u>07</u> (※1)	
		106	<u>02</u> (※1)・04・05・ <u>06</u> (※1)	
		107	<u>02</u> ・ <u>03</u> (※1)・04・ <u>05</u> ～ <u>08</u> (※1)	
		108	<u>04</u> ～ <u>06</u> (※1)・07	
		109	01・ <u>02</u> ～ <u>04</u> (※1)・05・ <u>06</u> ・ <u>07</u> (※1)	
		113	<u>03</u> ～05・ <u>08</u> (※1)	
		114	<u>03</u> ・ <u>06</u> (※1)	
		116	<u>04</u> (※1)	
		117	<u>05</u> ～ <u>07</u> (※1)	
		126	<u>06</u> ・ <u>07</u> (※1)	
		127	<u>06</u> (※1)・07	
		128	<u>01</u> (※1)・03・ <u>04</u> (※1)・05・ <u>06</u> ～ <u>08</u> (※1)・09	
		129	01・ <u>05</u> (※1)・06・ <u>08</u> (※1)	
		130	<u>03</u> ・ <u>04</u> (※1)	
		131	<u>01</u> ・03～07(※1)	
		132	<u>03</u> ～ <u>07</u> (※1)・08・09	
		133	01・ <u>02</u> (※1)・03・ <u>04</u> (※1)	
		134	<u>01</u> (※1)・02～05	
		135	<u>01</u> ・ <u>02</u> (※1)・03～05	
		136	<u>01</u> ～ <u>04</u> (※1)・05～07	
		137	<u>01</u> (※1)・02～06	
		138	<u>02</u> ～ <u>05</u> (※1)・06・07・09	
		139	<u>01</u> ・ <u>02</u> (※1)・03・04・ <u>05</u> (※1)	
		140	01～05	
		142	<u>01</u> (※1)	
		143	<u>01</u> ・ <u>02</u> (※1)・03・04・ <u>05</u> ～ <u>08</u> (※1)・09	
		144	04	
		145	<u>02</u> (※1)・03	
		148	<u>01</u> (※1)・02・ <u>03</u> ～ <u>08</u> (※1)・ 09・10	
		149	<u>06</u> (※1)	
		150	<u>05</u> ・ <u>06</u> (※1)	
		151	<u>07</u> (※1)	
		153	<u>02</u> (※1)	
	154	<u>04</u> (※1)		
	156	<u>06</u> (※1)		
	157	<u>03</u> ～ <u>05</u> (※1)		
	158	<u>01</u> ～ <u>07</u> (※1)		
	159	<u>02</u> ～ <u>04</u> (※1)・05・ <u>07</u> ・ <u>10</u> (※1)		
	160	<u>01</u> ～ <u>05</u> (※1)・07・08・ <u>09</u> (※1)		
	161	<u>01</u> ・ <u>02</u> (※1)		
	162	<u>02</u> ・ <u>03</u> (※1)		
	164	<u>02</u> ・ <u>03</u> (※1)		

165	<u>01</u> ・ <u>03</u> ・ <u>04</u> (※1)・07
167	01・02・ <u>03</u> (※1)
168	<u>01</u> ・ <u>02</u> (※1)
169	<u>02</u> ~ <u>04</u> (※1)
170	<u>02</u> ・03・ <u>12</u> (※1)
171	<u>01</u> ・ <u>04</u> (※1)
172	<u>01</u> ~ <u>03</u> ・ <u>07</u> (※1)
175	<u>05</u> (※1)
176	<u>01</u> ・ <u>02</u> (※1)
177	<u>01</u> ・ <u>02</u> ・ <u>04</u> ・ <u>07</u> (※1)・08・ <u>11</u> ・ <u>12</u> (※1)
178	<u>01</u> ・ <u>02</u> ・ <u>06</u> (※1)
183	<u>01</u> ~ <u>06</u> (※1)
184	<u>03</u> ~ <u>06</u> (※1)
185	<u>02</u> (※1)・03・04・ <u>05</u> ・ <u>06</u> (※1)・ 07・08・ <u>09</u> ・ <u>10</u> (※1)
187	<u>02</u> ~ <u>07</u> (※1)
188	01・ <u>02</u> ・03・ <u>05</u> (※1)
201	<u>02</u> ~ <u>12</u> (※1)
202	<u>01</u> ・ <u>03</u> ・ <u>04</u> (※1)・05・ <u>06</u> ~ <u>08</u> ・ <u>11</u> ・ <u>12</u> (※1)
204	<u>02</u> (※1)・03・ <u>04</u> ・ <u>05</u> (※1)・ <u>06</u> ・ <u>07</u> (※1)
205	<u>01</u> ~ <u>04</u> (※1)
206	<u>01</u> (※1)・02・ <u>03</u> ・ <u>06</u> (※1)
207	<u>03</u> ・ <u>04</u> ・ <u>06</u> (※1)
209	<u>05</u> ・ <u>06</u> (※1)・09
212	<u>04</u> (※1)
213	01~03
214	01~07
215	01・06・07
225	07・08・ <u>09</u> ・ <u>10</u> (※1)
226	03・04・ <u>05</u> (※1)
227	04
229	04・05・ <u>06</u> ・ <u>07</u> (※1)
230	<u>02</u> ・ <u>05</u> ~ <u>08</u> (※1)・09・10・ <u>11</u> (※1)
231	<u>02</u> ~ <u>07</u> (※1)
232	<u>03</u> ・ <u>04</u> ・ <u>08</u> (※1)
234	<u>01</u> ~ <u>06</u> ・ <u>08</u> (※1)・10
235	<u>01</u> ~ <u>06</u> (※1)
236	01・02・ <u>03</u> ~ <u>05</u> (※1)・06・ <u>07</u> (※1)
237	<u>02</u> ・ <u>03</u> (※1)
238	<u>01</u> ・ <u>02</u> (※1)・03・ <u>04</u> ~ <u>07</u> (※1)・ 08
240	<u>03</u> (※1)
241	01・ <u>02</u> (※1)・03・ <u>04</u> ~ <u>08</u> (※1)



区 分		森 林 の 区 域		面積 (ha)	
		林班	準林班		
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)		該当なし	1,536.46
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	101	<u>02~04</u> (※2)	
			102	<u>02・05・07</u> (※2)	
			104	<u>01</u> (※2)	
			106	<u>02・06</u> (※2)	
			107	<u>02・03・05~08</u> (※2)	
			108	<u>04~06</u> (※2)	
			109	<u>02~04・06・07</u> (※2)	
		113	<u>01~05・08</u> (※2)		
		114	<u>03・06</u> (※2)		
		115	<u>01~05</u> (※2)		
		116	<u>01~06</u> (※2)		
		117	<u>01~07</u> (※2)		
		118	<u>01~07</u> (※2)		
		119	<u>01~08</u> (※2)		
		120	<u>01~05</u> (※2)		
		121	<u>01・02</u> (※2)		
		122	<u>01~04</u> (※2)		
		123	<u>01・02</u> (※2)		
		126	<u>06・07</u> (※2)		
	127	<u>06</u> (※2)			
	128	<u>01・04・06~08</u> (※2)			
	129	<u>05・08</u> (※2)			
	130	<u>03・04</u> (※2)			
	131	<u>01~07</u> (※2)			
	132	<u>01~07</u> (※2)			
	133	<u>02・04</u> (※2)			
	134	<u>01</u> (※2)			
	135	<u>01・02</u> (※2)			
	136	<u>01~04</u> (※2)			
	137	<u>01</u> (※2)			
	138	<u>02~05・08</u> (※2)			
	139	<u>01・02・05・08</u> (※2)			

		141	<u>01~06</u> (※2)	
		142	<u>01~07</u> (※2)	
		143	<u>01・02・05~08</u> (※2)	
		144	<u>01~03</u> (※2)	
		145	<u>02</u> (※2)	
		148	<u>01・03~08</u> (※2)	
		149	<u>06</u> (※2)	
		150	<u>05・06</u> (※2)	
		151	<u>07</u> (※2)	
		153	<u>01・02</u> (※2)	
		154	<u>04・06</u> (※2)	
		156	<u>06</u> (※2)	
		157	<u>03~05</u> (※2)	
		158	<u>01~09</u> (※2)	
		159	<u>02~04・07・10</u> (※2)	
		160	<u>01~05・09</u> (※2)	
		161	<u>01・02</u> (※2)	
		162	<u>02・03</u> (※2)	
		164	<u>02・03</u> (※2)	
		165	<u>01・03・04</u> (※2)	
		167	<u>03・04</u> (※2)	
		168	<u>01・02</u> (※2)	
		169	<u>01~04</u> (※2)	
		170	<u>01~03・12</u> (※2)	
		171	<u>01・03~07</u> (※2)	
		172	<u>01~03・07</u> (※2)	
		175	<u>05</u> (※2)	
		176	<u>01・02</u> (※2)	
		177	<u>01~07・11・12</u> (※2)	
		178	<u>01・02・06・09</u> (※2)	
		182	<u>01~03</u> (※2)	
		183	<u>01~06</u> (※2)	
		184	<u>01~06</u> (※2)	
		185	<u>01・02・05・06・09・10</u> (※2)	
		187	<u>01~07</u> (※2)	
		188	<u>02~08</u> (※2)	
		201	<u>02~12</u> (※2)	
		202	<u>01・03・04・06~08・11・12</u> (※2)	
		204	<u>02・04・05・07</u> (※2)	
		205	<u>01~04</u> (※2)	
		206	<u>01・03・06</u> (※2)	
		207	<u>03・04・06</u> (※2)	
		209	<u>05・06</u> (※2)	



【別表3】

開設/ 拡張	種 類	区 分	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面 積	前半5ヶ年の 計画箇所	対 図 番 号	備 考
拡張	自動車道	(改良)	星ヶ城	1	227ha	○	①	
拡張	自動車道	(改良)	中山(奥山)	1	53ha	○	②	
拡張計			2 路線	2				

注1 開設拡張別に口座を設けて記載し、延長及び箇所数を集計するとともに、開設については総数を記載する。

2 拡張にあたっては、舗装又は改良の内容を（ ）を付して併記する。

3 区分欄には林業専用道の開設等の場合その旨記載する。

4 支線及び分線については、同一欄にまとめて記載できるものとし、その場合、路線名には主たる支線名等他「○○支線他」と記載するとともに、備考欄には支線名及び分線名を記載することとする。

5 利用区域の面積は、当該開設路線の利用対象となる地域の数量である。

6 路線の起点と終点を記載する必要がある場合は、備考欄に記載する。

【別表 4】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	全域	6,864.02